社会福祉法人旭福祉会

認知症対応型共同生活介護運営規程

第１章　事業の目的と運営の方針

第１条（事業の目的）

社会福祉法人旭福祉会が開設するやすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい（以下、「事業者」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第３条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名称　　やすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい

二　所在地　　千葉県旭市イの３９２５番２

第２章　従業者の職種、員数及び職務内容

第４条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　　１人

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二　計画作成担当者（介護支援専門員）　１人

認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。

三　介護従事者　5人以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

第３章　入所定員

第５条（入所定員）

事業所の利用者の入所定員は９人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできません。

第４章　設備及び備品等

第６条（居室）

事業者は、利用者の居室を原則個室（定員 1 名）とし、枕元灯・クローゼット等を備品として備えています。

第７条（食堂）

事業者は、利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えます。

第８条（その他の設備）

事業者は、設備してその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第５章　同意と契約

第９条（内容及び手続きの説明及び同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択の資する重要事項に記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第 10 条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被

保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第６章　サービスの提供

第 11 条（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

一　生活相談
二　健康チェック
三　入浴
四　食事
五　その他の日常生活に必要な介護

第 12 条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎり、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

６　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 13 条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把

握に努め、利用者その家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 14 条（社会生活上の便宜の供与等）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

2　事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。

3　事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第 15 条（利用料及びその他の費用）

認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

3　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者からの支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4　事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一　食材料費

二　理美容代

三　おむつ代

四　居住に要する費用

五　その他、認知症対応型介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5　サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第 16 条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その

他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した説明し、同意を得るものとします。

3　施設は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一　食事の提供に要する費用

二　居住に要する費用

三　厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用

四　理美容代

五　その他、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

第７章　留意事項

第 17 条（喫煙）

受動喫煙防止及び火災予防を含めた安全管理の観点から、施設内及び敷地内での喫煙はご遠慮いただきます。

第 18 条（飲酒）

利用者の健康管理、安全管理及び施設運営上の理由により、施設内での飲酒はご遠慮いただきます。

第 19 条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 20 条（禁止行為）

利用者は、事業所内で次の行為をしてはいけません。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 21 条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進されたと認められるとき。

二　偽りその他不正行為によって保険請求を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章　従業者の服務規程と質の確保

第 22 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

一　利用者の対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 23 条（利用者の権利）

事業者は、認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

① 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。

② 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定を尊重します。

③ 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。

④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。

⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。

⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。

⑦ 地域社会の一員として生活・選挙その他の一般市民としての行為を保証します。

⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。

⑨ 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家や第三者機関の支援を受けます。

第 24 条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

2　従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第 25 条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む）を実施します。

一　認知症の利用者への対応及びケア
二　利用者のプライバシー保護
三　食事介助
四　入浴介助
五　排泄介助
六　移動介助
七　清拭及び整容
八　口腔ケア
九　利用者の金銭管理

2　事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型共同生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行います。

第26条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

一　事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を認知症対応型共同生活介護事業者に周知徹底を図る。
二　事業所内において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
三　前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

2　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報

するものとする。

第 27 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務知り得た利用者及びその家族の秘密を保持することを厳守します。

2　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことないよう、必要な措置を講じます。

3　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ることとします。

4　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章　緊急時、非常時の対応

第 28 条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変は生じた場合や、その他緊急な事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 29 条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めるその対応について協議します。

2　事業者は、利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合にこの限りではありません。

第 30 条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年３回以上避難、その他の必要な訓練等を実施します。

第31条（感染症予防、まん延防止の対策）

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

一　事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね６月に一回以上開催するとともに、その結果を認知症対応型共同生活介護従事者に周知徹底を図る。

二　事業所は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に開催する。

第32条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

一　事業者は、認知症対応型共同生活介護従事者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

二　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

第 10 章　その他

第 33 条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 34 条（勤務体制等）

事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

２　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 35 条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結日から５年間保存するものとします。

第 36 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村から文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 37 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 38 条（協力医療機関）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第 39 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則　　この規程は、平成２５年　１月１６日から施行します。
この規程は、平成２６年１０月　１日から施行します。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行します。
この規程は、平成２７年　６月　１日から施行します。
この規程は、令和　４年　３月　１日から施行します。
この規程は、令和　８年１０月　１日から施行します。

社会福祉法人旭福祉会

介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

第１章　事業の目的と運営の方針

第１条（事業の目的）

社会福祉法人旭福祉会が開設するやすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい（以下、「事業者」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、要支援等の者の意思及び人格を尊重し、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活が継続できることを目指し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行います。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第３条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名称　　やすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい

二　所在地　　千葉県旭市イの３９２５番２

第２章　従業者の職種、員数及び職務内容

第４条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　　１人

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い

ます。

二　計画作成担当者（介護支援専門員）　１人

介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。

三　介護従事者　5人以上

認知症高齢者の介護を行います。

第３章　入所定員

第５条（入所定員）

事業所の利用者の入所定員は９人とし､災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできません。

第４章　設備及び備品等

第６条（居室）

事業者は、利用者の居室を原則個室（定員 1 名）とし、枕元灯・クローゼット等を備品として備えています。

第７条（食堂）

事業者は、利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えます。

第８条（その他の設備）

事業者は、設備してその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第５章　同意と契約

第９条（内容及び手続きの説明及び同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択の資する重要事項に記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第 10 条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

第 6 章　サービスの提供

第 11 条（介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

一　生活相談
二　健康チェック
三　入浴
四　食事
五　その他の日常生活に必要な介護

第 12 条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

2　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3　事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

5　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

6　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容

の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 13 条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者その家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 14 条（社会生活上の便宜の供与等）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

2　事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。

3　事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第 15 条（利用料及びその他の費用）

介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

3　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者からの支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4　事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一　食材料費

二　理美容代

三　おむつ代

四　居住に要する費用

五　その他、介護予防認知症対応型介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担する

ことが適当と認められるもの

5　サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第 16 条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した説明し、同意を得るものとします。

第 7 章　留意事項

第 17 条（喫煙）

受動喫煙防止及び火災予防を含めた安全管理の観点から、施設内及び敷地内での喫煙はご遠慮いただきます。

第 18 条（飲酒）

利用者の健康管理、安全確保及び施設運営上の理由により、施設内での飲酒はご遠慮いただきます。

第 19 条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 20 条（禁止行為）

利用者は、事業所内で次の行為をしてはいけません。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 21 条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進されたと認められるとき。

二　偽りその他不正行為によって保険請求を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章　従業者の服務規程と質の確保

第 22 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

一　利用者の対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 23 条（利用者の権利）

事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

①独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。

② 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定を尊重します。

③ 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。

④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。

⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。

⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。

⑦ 地域社会の一員として生活・選挙その他の一般市民としての行為を保証します。

⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。

⑨ 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家や第三者機関の支援を受けます。

第 24 条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

２　従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第 25 条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む）を実施します。

一　認知症の利用者への対応及びケア

二　利用者のプライバシー保護

三　食事介助

四　入浴介助

五　排泄介助

六　移動介助

七　清拭及び整容

八　口腔ケア

九　利用者の金銭管理

２　事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型共同生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行います。

第26条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

一　事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を認知症対応型共同生活介護事業者に周知徹底を図る。

二　事業所内において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

三　前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 27 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する

ことを厳守します。
2　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことないよう、必要な措置を講じます。
3　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ることとします。
4　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
5　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章　緊急時、非常時の対応

第 28 条（緊急時の対応）
　従業者は、利用者の病状の急変は生じた場合や、その他緊急な事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 29 条（事故発生時の対応）
　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めるその対応について協議します。
2　事業者は、利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合にこの限りではありません。

第 30 条（非常災害対策）
　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
2　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年３回以上避難、その他の必要な訓練等を実施します。

第31条（感染症予防、まん延防止の対策）
　事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

一　事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね６月に一回以上開催するとともに、その結果を認知症対応型共同生活介護従事者に周知徹底を図る。
二　事業所は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に開催する。

第32条（業務継続計画の策定等）
事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。
一　事業者は、認知症対応型共同生活介護従事者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
二　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

第 10 章　その他

第 33 条（地域との連携）
事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 34 条（勤務体制等）
事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。
２　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 35 条（記録の整備）
事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結日から５年間保存するものとします。

第 36 条（苦情処理）
事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村から文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 37 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 38 条（協力医療機関）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。
２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第 39 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則　　この規程は、平成２５年　１月１６日から施行します。
この規程は、平成２６年１０月　１日から施行します。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行します。
この規程は、平成２７年　６月　１日から施行します。
この規程は、令和　４年　３月　１日から施行します。
この規程は、令和　８年１０月　１日から施行します。